

平成26年2月3日  
消 防 庁

## 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見募集

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、平成26年2月3日から平成26年2月16日までの間、意見を募集します。

### 1 改正内容

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額することとする。

### 2 意見募集対象及び意見募集要領

○ 意見募集対象

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

○ 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

### 3 意見募集の期限

平成26年2月16日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

### 4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁防災課 館対策官、中島事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

FAX 03-5253-7535

## 意見募集要領

## 1 意見募集対象

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

## 2 資料入手方法

意見募集対象となる「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案」については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

## 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

（御意見等には可能な限り理由を付記してください。）

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。（氏名・連絡先等の個人情報については、御意見等の内容確認のご連絡以外の用途では利用しません。）

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

## (1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[k.nakashima@soumu.go.jp](mailto:k.nakashima@soumu.go.jp)

消防庁防災課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

(2) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

消防庁防災課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7535

消防庁防災課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年2月16日（日）（必着）

（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁防災課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁防災課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令  
の一部を改正する政令案概要

消防庁防災課

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額を引き上げる。

1 退職報償金支払額の引き上げ（別表関係）

（単位：千円）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239 (189)	344 (294)	459 (409)	594 (544)	779 (729)	979 (929)
副団長	229 (179)	329 (279)	429 (379)	534 (484)	709 (659)	909 (859)
分団長	219 (169)	318 (268)	413 (363)	513 (463)	659 (609)	849 (799)
副 分団長	214 (164)	303 (253)	388 (338)	478 (428)	624 (574)	809 (759)
部長及 び班長	204 (154)	283 (233)	358 (308)	438 (388)	564 (514)	734 (684)
団 員	200 (144)	264 (214)	334 (284)	409 (359)	519 (469)	689 (639)

備考：（ ）内書きは現行の退職報償金支払額である。

2 公布及び適用期日

改正後の別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給について適用する。

3 スケジュール（予定）

【パブリックコメント】平成26年2月 3日（月）～2月16日（日）（30日間）

【 閣 議 】平成26年2月28日（金）

政令第 号

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七七号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第三条関係）

階級	勤務年数		
	十年以上 十年未満	十五年以上 十五年未満	二十年以上 二十年未満
団長	二二九千円	三四四千円	五九四千円
副団長	二二九	三二九	七〇九
分団長	二一九	三一八	六五九
			八四九

副分団長	二二四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九
部長及び班長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四
団員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数に

よる。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

#### 附 則

- 1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する必要があるからである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

改正案

別表 消防団員退職報償金支払額表(第三条関係)

階級	勤務年数					
	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上 二十五年未満	二十五年以上 三十年未満	三十年以上
団員	二〇〇	二六四	三三四	四〇九	五一九	六八九
部長及び班長	二〇四	二八三	三五八	四三八	五六四	七三四
副分団長	二二四	三〇三	三八八	四七八	六二四	八〇九
分団長	二一九	三二八	四一三	五二三	六五九	八四九
副団長	二二九	三二九	四二九	五三四	七〇九	九〇九
団長	二三九千円	三四四千円	四五九千円	五九四千円	七七九千円	九七九千円

備考

現行

別表 消防団員退職報償金支払額表(第三条関係)

階級	勤務年数					
	五年以上 十年未満	十年以上 十五年未満	十五年以上 二十年未満	二十年以上 二十五年未満	二十五年以上 三十年未満	三十年以上
団員	一四四	二一四	二八四	三五九	四六九	六三九
部長及び班長	一五四	二三三	三〇八	三八八	五二四	六八四
副分団長	一六四	二五三	三三八	四二八	五七四	七五九
分団長	一六九	二六八	三六三	四六三	六〇九	七九九
副団長	一七九	二七九	三七九	四八四	六五九	八五九
団長	一八九千円	二九四千円	四〇九千円	五四四千円	七二九千円	九二九千円

備考

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

## パブリックコメントの期間について

平成 26 年 2 月  
消防庁防災課

- 今般の退職報償金の引き上げに係る政令改正案は、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が平成 25 年 12 月 13 日に公布・施行され、同法第 13 条において、団員の処遇の改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬等の支給について、国及び地方公共団体が必要な措置を講ずることが義務づけられたことを踏まえ作成したものであるため、パブリックコメントの開始が平成 26 年 2 月 3 日（月）となったところである。
  
- 政令改正に伴い、市町村においては改正政令の施行日（平成 26 年 4 月 1 日）までに消防組織法第 25 条に基づく条例を改正・施行する必要が生じることから、条例改正の時間を考慮し、早急に政令を施行する必要があるため、行政手続法第 40 条第 1 項に基づき、パブリックコメントについては、2 月 16 日（日）までの 14 日間で実施することとしたものである。

(以上)